

平成 1 8 年 度

大規模事業評価の結果の反映状況について

(行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)第11条第2項関係)

1 大規模事業評価 ----- 1 ページ

平成 1 8 年 9 月
宮 城 県

(別紙様式)

大規模事業評価

平成18年度の大規模事業評価は、宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業並びに宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等改築事業について計画評価を実施した。

評価に当たっては、行政評価委員会大規模事業評価部会による調査審議及び意見並びに県民意見聴取結果を踏まえて検討し、その結果、この事業を実施することは適切であると判断した。

県では、この評価結果を踏まえて事業についてさらに検討を重ね、平成18年度の事業内容を決定し、必要な予算編成を行った。

その概要については、次表のとおりです。

事業名	評価結果	反 映 状 況		
		平成18年度 予算額(千円)	平成18年度 事業内容	備 考
宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業	行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年宮城県規則第26号)第1項に定める基準に基づき評価を行い、事業を実施することは適切であると判断した。	26,000	●基本・実施設計	●グラウンドを最大限確保できるように配慮した施設整備を行う。また、開校後は利用状況を勘案しながら、必要に応じ、用地確保について検討する。 ●住宅地という周辺環境に最大限配慮した施設整備を行う。
宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業	行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年宮城県規則第26号)第1項に定める基準に基づき評価を行い、事業を実施することは適切であると判断した。	23,000	●基本・実施設計	●既設施設の利用を含めグラウンド及び校舎等の効果的・効率的な施設整備と周辺環境を考慮した整備を行う。 ●生徒の安全対策に万全を期した施設整備を行う。